

令和4年4月28日

会 員 各 位

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会  
会 長 紀 陸 孝

当協会の運営につきまして平素より格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の会員である株式会社 DYM が、消費者庁から「自社 Web サイトに、相談からの就職率驚異の96%と表示するなど事実と異なる不当な表示がある」として、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく措置命令を受ける事案が発生しました。(詳細は消費者庁ホームページ4/27発表を参照)

今回の事案を踏まえ、消費者庁から当協会あてに、景品表示法の遵守について周知の要請がありました(裏面)。

また、職業安定法指針においても、「職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、景品表示法の趣旨に鑑みて、不当に求人者又は求職者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならない」(第5の9(2))とされています。

会員企業がこうした法令違反を惹起したことは誠に遺憾であり、当協会としても、今後同社に対して改善に向けた取組みを求めて参る所存です。

会員企業の皆様方におかれましては、景品表示法及び職業安定法指針の趣旨をよく理解し、自社の宣伝広告が適正な内容であるか確認し、コンプライアンス徹底のために必要な措置を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

《消費者庁ホームページ》

「株式会社 DYM に対する景品表示法に

基づく措置命令について」

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028525/>



令和4年4月27日

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 御中

消費者庁表示対策課長

景品表示法の遵守について

消費者庁は、本日、株式会社DYMに対し、同社が供給する就職支援サービスについて、景品表示法第5条の規定により禁止されている同条第1号（優良誤認）に該当する不当な表示を行っていたことが認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

当該措置命令の対象となった表示は、職業紹介業の取引に関して行われたものであったところ、消費者に対して職業紹介に関するサービスを提供する事業者におかれては、今後、より一層の景品表示法を含む関係法令の遵守、職業紹介に関するサービスの取引の適正化が求められるものです。

については、貴協会会員事業者並びに関係諸団体及び当該団体会員事業者において景品表示法違反行為を防止するために必要な管理体制の整備その他の必要な措置について万全を期すよう、貴協会におかれては、貴協会会員事業者及び関係諸団体に対し御周知いただきたくお願いいたします。

以上